

京都市職員共済組合公告第14号

京都市職員共済組合電子計算機処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年10月13日

京都市職員共済組合  
理事長 塚本 稔

第6条第1号を次のように改める。

(1)次に掲げる長期給付業務に係る処理を行うとき。

- ア 基礎年金の支払及び相談に係る帳票及び記憶媒体の作成
- イ 基礎年金番号情報交換業務に係る帳票及び記憶媒体の作成
- ウ 介護保険料，国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料特別徴収業務に係る帳票及び記憶媒体の作成
- エ 住民基本台帳法の規定による本人確認情報交換業務に係る帳票及び記憶媒体の作成
- オ 厚生年金保険等の被保険者である間の年金の支給停止に関する情報交換に係る帳票及び記憶媒体の作成
- カ 共済年金及び厚生年金の支払及び統計に係る帳票及び記憶媒体の作成と組合員の給料等に係るデータ管理及び帳票の作成
- キ 地共済年金情報ホームページシステムの運営に係る情報の作成・管理及び帳票の作成
- ク ワンストップサービスを実施するための情報連携システムの運営に係る情報の作成・管理及び帳票の作成

第6条第2号から同条第7号までを削る。

第6条第8号中「磁気テープ等」を「記憶媒体」に改め，同号中「給付金の支給に係る」を削り，同号イの次に次のウを加え，同号を同条第2号とする。

ウ データヘルス計画に係るデータ管理

第6条第9号中「磁気テープ等」を「記憶媒体」に改め，同号アの次に次のイからオまでを加え，同号を同条第3号とする。

イ データヘルス計画に係るデータ管理

ウ 医療費適正化事業に係るデータ管理

エ 会員制福利厚生事業に係るデータ管理

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付事業に係るデータ管理

第6条第10号中「前9号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第11号中「前10号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とする。

第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

別表を次のように改める。

別表（第1条、第5条、第12条及び第16条関係）

番号	業 務 名	関 係 機 関
1	長期給付業務	全国市町村職員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 日 本 年 金 機 構 市 町 村 総 務 省 株式会社みずほトラストシステムズ 国民健康保険中央会 国民健康保険団体連合会 地方公共団体情報システム機構 一般社団法人地方税電子化協議会
2	短期給付業務	全国市町村職員共済組合連合会 社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険中央会 国民健康保険団体連合会 株式会社みずほトラストシステムズ 株 式 会 社 法 研 診療報酬明細書点検審査業務等委託先 柔道整復師の施術に係る療養費請求書等データ入力委託先 組合員口座データ作成委託先 データヘルス計画に係る業務委託先
3	福祉事業業務	全国市町村職員共済組合連合会 株式会社みずほトラストシステムズ 株 式 会 社 法 研 特定健康診査・特定保健指導に係る契約健診機関

	人間ドック・脳ドック・がん検診契約健診機関 人間ドック等データ入力委託先 データヘルス計画に係る業務委託先 医療費適正化啓発文書等作成委託先 会員制福利厚生事業委託先
--	---

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)